平成２８年（フ）第２８号
佐賀県唐津市和多田南先石５番46号　吉田南Ⅱ―201号
債務者　松崎智恵子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３１号
福島県伊達郡桑折町大字上郡字根岸前19番地の４
債務者　朽木　　暁
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１５７号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目９番６号（パナハイツ丸山202）
債務者　佐久間　充
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２２号
千葉県松戸市和名ケ谷551番地の１
債務者　秋谷　　節
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２３号
千葉県松戸市和名ケ谷551番地の１
債務者　秋谷　浩子（旧姓田丸）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２５号
千葉県我孫子市新木1807番地（２―104号）県営住宅
債務者　池田　　久
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２６号
千葉県我孫子市新木1807番地（２―104号）県営住宅
債務者　池田　由里
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０３号
千葉県佐倉市西志津３丁目３番４号　メゾンナカムラ101
債務者　板垣　　修
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１０４号
千葉県佐倉市西志津３丁目３番４号　メゾンナカムラ101
債務者　板垣　波子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１０号
千葉県四街道市みそら４丁目３番５号
債務者　岡田　一利
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１２号
千葉県八街市八街ほ667番地22　成島マンション202号
債務者　平井　治夫
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１９号
青森県十和田市大字豊ケ岡字豊ケ岡157番地２
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第８６号
青森市桜川６丁目５番16号　ロワジール三愛Ａ―201
債務者　福井　真浩
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
山口市宮野下160番地36、前住所山口市三の宮１丁目２番37―401号　アセントⅢ
債務者　中野　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
山口市大内矢田北４丁目17番10号、前住所山口市大内長野1188番地１　エスポワールＥＴＯ　Ｂ棟　102号
債務者　平　　和成
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６４７号
札幌市豊平区西岡２条14丁目２番31号　シティハイムユニゾン21―101号
債務者　加藤　正洋
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７３号
札幌市清田区清田６条２丁目１番21号　吉岡
債務者　鴇田幸太郎
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部